

“長野県次世代サポートプラン” 重点的に展開する施策の進捗状況について

県民文化部次世代サポート課

重点的に展開する施策	課 題	重点施策	施策・事業名	施策・事業概要	平成29年度の目標	進捗状況		備考
						平成26年3月末の状況	平成29年3月末の状況	
○自己効力感・自己肯定感を育むための支援 (自己効力感・自己肯定感を育むためには、幼少期からの体験の積み重ねが大切です。異年齢の子ども同士の交流や親、そして地域の大人との関わり、多様な経験を積み重ねていくために次の取り組みを行います。)	※自己肯定感・自己効力感の低下 ※子どもの自然体験など様々な経験を通して学ぶ機会の確保	子どもたちの物事に積極的に関わる力やコミュニケーション能力を育み、自己効力感・自己肯定感の向上や自主性・協調性を養うため、地域やNPO及び教育委員会等との連携により、公民館等を活用した異年齢による小学生の通学合宿の普及を推進します。	1 通学合宿普及事業	○普及に向けた検討会議を開催し、手引きを作成する。 ○事例集を中心とした普及啓発用パンフレットの作成・配布。	5割以上の市町村で実施	14市町村で延べ23回実施	○27市町村で延べ42回(見込※) ※「市町村生涯学習推進体制等に関する調査(県)」により本年7月頃確定の予定	文化財・生涯学習課
		子どもたちに宿泊を伴う野外体験などの活動を通じて体験に即した知恵を身につけ、新しい人間関係を育みます。また、青年たちはボランティア等の活動に参加することにより社会を見る目を開き、達成感や自己肯定感を高めます。	2 宿泊体験活動モデル事業	○小学生版 小学生を対象に、野外体験活動を中心としたプログラムにより、人間関係能力や創造力、身体能力を培う。 ○青年版 ボランティア活動などを通して達成感や自己肯定感を高め、社会人としてより広い多角的な視野を獲得する。	事業効果を検証し正規事業として定着させる	通学合宿にふりかえ実施	通学合宿として実施されるため、平成26年度をもって終了	次世代サポート課(青少年育成県民会議)
		自然体験活動や不登校児童生徒支援に対応できるサポーターを育成するとともに、年3回のキャンプを実施します。	3 信州ふれあい自然体験キャンプ事業	○信州の豊かな自然を活かした自然体験や不登校児童生徒支援を行うサポーターを養成する講習の実施と講習で使用するテキストの作成。 ○小学4年生～中学3年生の児童生徒及び保護者を対象に年3回のキャンプの実施。	○サポーターの育成 ○不登校児童生徒の参加割合30%	○サポーターの育成 1箇所でも参加 50名 ○不登校児童生徒の参加割合15%	○サポーター育成の目標達成により、養成講習を終了 ○不登校児童生徒の参加割合21.2%	文化財・生涯学習課
		動物愛護センター「ハローアニマル」で飼育している動物にふれあい、動物の持つ癒し効果を活用して、子どもたちは思いやりの心や命の大切さを育みます。	4 動物ふれあい教室	動物愛護センター「ハローアニマル」で飼育している犬、猫、うさぎ、モルモット、山羊に、幼稚園、保育園、小学校、中学校、社会福祉施設などの団体の方々に触れ合ったり出張訪問教室を開催し、動物への正しい理解をしてもらうとともに、優しい気持ち、相手を思いやる気持ち、命の大切さを育む。	動物ふれあい教室(来館・訪問)(不登校支援除く)を年間80回以上実施する。	平成25年度実績 動物ふれあい教室(来館)49回 動物ふれあい教室(出張訪問教室)48回 合計97回	平成28年度実績 動物ふれあい教室(来館)25回 動物ふれあい教室(出張訪問教室)51回 合計76回	食品・生活衛生課
○地域と家庭の連携による社会参加・社会形成への導き (全ての子ども・若者が健やかに育つためには、学校だけでなく家庭や地域での共育が重要です。家庭が子ども・若者の健やかな育ちの基盤であり、「悪い場」「教育の場」になるよう「家庭の日」をさらに県民へ浸透させるために、市町村での先進的な取り組みを紹介するなど「明るい家庭づくり普及実践運動」を推進します。近年は、インターネットなどから子どもたちでも簡単に性に関する情報が得られるなど、様々な情報が氾濫していることから、「思春期保健事業」により性に関する悩み等に対する相談と知識の普及を図ります。また、家庭や地域の力により子ども・若者の社会参加・社会形成へ導くために、次の取り組みを行います。)	※基本的な生活習慣の乱れや健康に対する意識の低下 ※飲酒・喫煙等に対する規範意識の醸成 ※正しい性意識の普及	子どもたちの物事に積極的に関わる力やコミュニケーション能力を育み、自己効力感・自己肯定感の向上や自主性・協調性を養うため、地域やNPO及び教育委員会等との連携により、公民館等を活用した異年齢による小学生の通学合宿の普及を推進します。	再掲(1) 通学合宿普及事業	○普及に向けた検討会議を開催し、手引きを作成する。 ○事例集を中心とした普及啓発用パンフレットの作成・配布。	5割以上の市町村で実施	14市町村で延べ23回実施	○27市町村で延べ42回(見込※) ※「市町村生涯学習推進体制等に関する調査(県)」により本年7月頃確定の予定	文化財・生涯学習課
		毎月第3日曜日の「家庭の日」の普及啓発を進め、家族がともに過ごす時間を確保したり、「家庭の日優待制度」を活用して家族が一緒に外出したりすることによって、子どもの気持ちの変化や欲求を的確に把握し、より豊かなコミュニケーションを取ることを目指します。	5 明るい家庭づくり運動の推進	○明るい家庭づくり普及実践活動の主旨「家庭の日」(毎月第3日曜日)の普及啓発 ○「家庭の日」優待制度の普及促進啓発チラシ等の作成及び配布	協力施設・協力店の増加(H24年度:143箇所)	協力施設・協力店の増加(H25年度:144箇所)	協力施設・協力店の増加(H28年度:196箇所)	次世代サポート課(青少年育成県民会議)
		地域課題や現代的課題を学ぶ機会の提供、住民の地域活動やボランティア活動への参加促進を図る公民館の取り組みを支援し、地域コミュニティの拠点づくりを推進します。	6 公民館等による地域課題講座開催支援事業	○公民館職員研修の開催 ○講座運営に関する市町村への補助	公民館における学級・講座の学習内容のうち「家庭教育・家庭生活」「市民意識・社会連帯意識」「指導者養成」の参加者数210,000人	公民館における学級・講座の学習内容のうち「家庭教育・家庭生活」「市民意識・社会連帯意識」「指導者養成」の参加者数219,846人	公民館における学級・講座の学習内容のうち、「家庭教育・家庭生活」「市民意識・社会連帯意識」「指導者養成」等の参加者数207,769人	文化財・生涯学習課
		PTA指導者を対象に、社会教育関係団体としてのPTA活動のあり方を研修し、その資質向上並びにPTA活動の振興を図ります。	7 PTA指導者研修事業	講演及び分科会の実施	研修会の開催回数 義務関係:6箇所 高校関係:4箇所	研修会の開催回数 義務関係:6箇所 高校関係:4箇所	研修会の開催回数 義務関係:6箇所(8会場) 高校関係:4箇所(5会場)	文化財・生涯学習課
		行政・保健医療・教育・農業関係者や食育ボランティアがそれぞれの役割や取組を認識し、相互に連携しながら県民への食育活動の実践を促す。	8 信州の食を育む実践事業	○食育県民会議や地域連絡会議の開催 ○地域フォーラムの開催	県民(成人)1人が1日に摂取する食塩の量9.0g以下	県民(成人)1人が1日に摂取する食塩の量10.6g	県民(成人)1人が1日に摂取する食塩の量10.6g	健康増進課
		学校における食育推進の中核となる栄養教諭の配置を促進するとともに、学校の食育推進計画について地域のボランティア等の協力を得ながら計画的に推進します。	9 学校・家庭・地域全体で取り組む食育推進事業	○栄養教諭に対する研修の実施 ○児童生徒の食に関する実態調査	毎日朝食を食べる児童生徒の割合 小6 93.0% 中3 87.0%	毎日朝食を食べる児童生徒の割合 小6 91.1% 中3 86.4%	毎日朝食を食べる児童生徒の割合 小6 89.7% 中3 85.7%	保健厚生課
		スポーツに親しむ機会を提供し、運動・スポーツの習慣化のきっかけを作ることにより、体力・運動能力の向上を目指します。	10 長野県版「運動プログラム」普及事業	○キッズ運動あそびどこでもゼミナール ○「体づくり運動」実技講習会事業 ○幼児期からの「運動あそび」普及定着支援	○全国体力・運動習慣等調査での体力合計点(数値)51点台 ○全国体力・運動習慣等調査での体力合計点(全国順位)10位台	○平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点(数値)49.3点(全国順位)29位	○平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点(数値)50.1点(全国順位)23位	スポーツ課
		インターネットを介してのコミュニケーションの注意点やフィルタリング設定等の大人への啓発、有害サイトの排除に併せて、スマートフォンの注意点などを学習することにより子どもたちへのメディア・リテラシーを強化し、正しいネットマナーを身につけます。	11 ひまわりっ子セイフティーンズ推進事業	○親子で学ぶセイフネット講座 親子を対象に県内の小・中学校で携帯電話の使い方について学ぶ ○大人が学ぶセイフネット講座 PTA指導者、学校関係者、地域青少年リーダーを対象に携帯電話等の現状を学ぶ ○コミュニティサイトパトロール事業 パトロール員によるサイトパトロールの実施	○親子で学ぶセイフネット講座実施箇所数 年間約20箇所、延べ100箇所 ○大人が学ぶセイフネット講座 年間約10箇所、延べ50箇所	○親子で学ぶセイフネット講座実施箇所数 年間40箇所 参加者数10,039名 ○大人が学ぶセイフネット講座 年間26箇所 参加者数1,780名	○親子で学ぶセイフネット講座実施箇所数 年間10箇所、参加数1,440名 ○大人が学ぶセイフネット講座 年間11箇所、参加数624名	次世代サポート課(青少年育成県民会議)

重点的に展開する施策	課 題	重点施策	施策・事業名	施策・事業概要	平成29年度の目標	進捗状況		備考
						平成26年3月末の状況	平成29年3月末の状況	
○若年者の就業環境等の改善へ向けた支援 (若者の就業環境等の悪化は、就職できないことにより自信を持てず、自己効力感や自己肯定感が低下し、経済的な理由により結婚に対しても消極的となり、その結果、少子化や深刻な貧困につながってしまう恐れもあります。そのため、新卒者や若年無業者、ひきこもり者等への就業支援のため、次の取り組みを行います。)	※若年者の就業環境等の改善	各学校がこれまで実施してきている様々な教育活動をキャリア教育の視点で見直し、体系化するとともに、小中高の系統的なキャリア教育の推進を図ります。また、市町村にキャリア教育を支援する仕組み(プラットフォーム)をつくり、地域社会と一体となったキャリア教育を進めるとともに、高校では産業界等と連携を強め、就業体験を推進します。	12 キャリア教育支援事業	○長野県キャリア教育支援センターを設置し、産業界と連携して就学体験を推進 ○キャリア教育の改善・充実に向けたカリキュラム改革に取り組み高校を指定校として支援するとともにその成果と課題を明らかにし他校への普及を図る。 ○小中学校のキャリア教育の支援	高校卒業時点で就業体験活動を行った全日制生徒数の割合 100%	○地域・社会や産業界が学校を支援する仕組み(プラットフォーム)の構築が進む中、キャリア教育支援センターを活用した体験活動を推進。 ○在学中の就業体験活動参加率(全日制高3) 60.4%(H25年度末実績)	○産業界等と連携した職場体験(小中学校)、就業体験(高校)の実施 ○学校が望む支援と産学官の諸機関・団体が提供できる支援の結びつけを行うキャリア教育支援センター総会等において具体的な支援を検討 ○先導的なカリキュラム研究を実施する高校の支援 ○在学中の就業体験活動参加率(全日制高3) 90.1%(H28年度末実績)	教指導課
		市町村やNPO等と連携し、若年無業者やひきこもり等の支援が必要な若者に対する相談など社会参加・就労に向けた支援を行います。	13 信州パーソナル・サポート事業	総合的な総合相談窓口の設置及び就労支援	利用者の就労率 41%	利用者の就業率 41.3%	モデル事業(H23~26)終了 ※H27から生活困窮者自立支援法に基づく事業に移行。	地域福祉課
		正規雇用や離職防止のための支援、Uターン・Iターン促進のための企業情報の収集・周知、高校や大学との連携の場づくりなど、若者の社会的・職業的な自立に向け総合的に支援します。	14 ジョブカフェ信州運営事業	学生を含め40代前半までの方に、キャリア・コンサルティング、就職情報の提供、職業紹介の3つのサービスをワンストップで提供するとともに、若年者就労実体験チャレンジ事業、キャリアアップ事業(セミナー、出前講座)、中小企業就職支援事業、離職状況調査事業等を実施する。	ジョブカフェ信州利用者の就職率 50%	ジョブカフェ信州利用者の就職率 58.3%	ジョブカフェ信州利用者の就職率 69.0%	労働雇用課
		NPO等が業務をサポートしながら就労困難者を短期雇用する取組などの「中間就労の場づくり」を進めます。	15 「中間的就労の場」創出・支援事業	一般就労に直ちに結びつくことが困難な若者等の就労機会を創出するため、担い手となる中間的就労事業を実施する団体等の育成、開拓を行う。	中間的就労事業に意欲を持つ事業所数 50所	中間的就労事業に意欲を持つ事業所数 14所	平成27年度をもって終了	地域福祉課
○有害な社会環境の排除 (現代社会はインターネットや携帯電話の普及による急速な情報化の進展、深夜営業のコンビニエンスストアの増加など日常生活が大変便利になった反面、携帯電話の好ましくない使い方や、過激な性描写などから誤った知識を得ることで、青少年への悪影響が危惧されます。これら有害な社会環境から子どもたちを守るために、コンビニエンスストア等における成人雑誌の陳列方法などの有害環境チェック活動や、全ての店舗における青少年健全育成協力店の加盟推進等を行うとともに、次の取り組みを行います。)	※インターネット上の有害情報への対策 ※有害な社会環境の排除 ※正しい性意識の普及	インターネットを介してのコミュニケーションの注意点やフィルタリング設定等の大人への啓発、有害サイトの排除に併せて、スマートフォンの注意点などを学習することにより子どもたちへのメディア・リテラシーを強化し、正しいネットマナーを身につけます。	再掲(11) ひまわりっ子セイフティーンズ推進事業	○親子で学ぶセイフネット講座 親子を対象に県内の小・中学校で携帯電話の使い方について学ぶ ○大人が学ぶセイフネット講座 PTA指導者、学校関係者、地域青少年リーダーを対象に携帯電話等の現状を学ぶ ○コミュニティサイトパトロール事業 パトロール員によるサイトパトロールの実施	○親子で学ぶセイフネット講座実施箇所数 年間約20箇所、延べ100箇所 ○大人が学ぶセイフネット講座 年間約10箇所、延べ50箇所	○親子で学ぶセイフネット講座実施箇所数 年間40箇所 参加者数10,039名 ○大人が学ぶセイフネット講座 年間26箇所 参加者数1,780名	○親子で学ぶセイフネット講座実施箇所数 年間10箇所、参加数1,440名 ○大人が学ぶセイフネット講座 年間11箇所、参加数624名	次世代サポート課(青少年育成県民会議)
		複雑かつ多様化する児童生徒の心・体の問題に対して、学校において効果的な性に関する指導が実施されるよう指導方法等の普及を図ります。	16 性に関する指導普及推進事業	○性に関する指導者研修会(各年1回) 全国研修会に性に関する指導者候補教員を派遣 ○県主催研修会の開催	性に関する指導者研修会参加者数 250人	性に関する指導者研修会参加者数 161人	性に関する指導者研修会参加者数 269人	保健厚生課
		子どもの性被害、及びそれにつながる行為で、本県における従来からの取り組みでは対応が困難と考える行為への対策について、県民や関係者の理解を図りつつ検討します。	17 子どもを性被害等から守る専門委員会事業	○子どもを性被害等から守る専門委員会による検討 ○タウンミーティングにより意見聴取	子どもを性被害等から守る施策の実施	H26.3.28に子どもを性被害等から守る専門委員会から知事に報告書が提出された。	「長野県子どもを性被害から守るための条例」を平成28年7月に制定し、関連施策を実施	次世代サポート課
○一人ひとりの発達の特徴を受け止め共に育つ社会の実現 (「発達障害」を一人ひとりの育ちの特性として受容し、共に育つことを目指す社会の実現のため①早期から特性に合った支援を行うための専門家の育成や社会全体の啓発、②個々の状態像に合った総合的な支援を提供するための人材の配置や体制整備を行います。)	※発達障害の児童生徒への支援	発達障害に関する正しい知識を県民に普及・啓発するとともに、すべての年代と分野の連携・協力による途切れのない支援体制を構築します。	18 発達障害者支援事業	○発達障害サポートマネージャーの配置 ○市町村発達障害者支援体制の強化 ○発達障害者支援センターの運営 ○発達障害者支援対策協議会の開催 ○発達障害者サポーターの養成 ○発達障害診療の体制整備	○個別支援ノートの活用(全市町村) ○M-chatの活用(全市町村) ○発達障害者サポーターの養成(県内1万人)	○個別支援ノートの活用 22市町村 ○M-chatの活用 21市町村 ○発達障がい者サポーターの養成 2483人	○個別支援ノートの活用 38市町村 ○M-chatの活用 51市町村 ○発達障がい者サポーターの養成 8,004人	保健・疾病対策課
		発達障害に対応した教育課程や先進的なノウハウを持ち、発達支援教育の充実に資することを目的とする学びの場の検討を進めます。	19 発達支援を専門的に行う学びの場づくり検討事業	○発達支援が必要な学校の公募を行い誘致する ○県立学校との連携を進めるための検討の場を設け、教員の研修等、連携のあり方について詳細な検討を行う	学びの場の誘致・開設 1校	学びの場 1箇所誘致	発達支援を専門的に行う学びの場、長野翔和学園(平成28年4月現在 学生30名在籍)	次世代サポート課
		教職員の発達障害に関する理解啓発を促進するとともに、発達障害に関する専門的な知識を持つ人材による学校支援を通して、発達障害のある児童生徒など支援を必要とする子どもたちが、安心・安全な学校生活を送ることができるよう努めます。	20 発達障害児等総合支援事業	○小中学校連続的教育対応モデル事業 ○地域の中核となるコーディネーターの研修 ○「発達障害支援力アップ」出前研修の実施	「発達障害支援力アップ」出前研修の開催回数(H25~H29)開催延べ回数 500回	○小中学校連続的教育対応モデル事業の研究 成果を報告書にまとめ、全小中学校へ配布 ○地域の中核となるコーディネーターの養成：69人：年4回実施 ○発達障がい支援力アップ出前研修：155回：延べ約4,800人参加 ○発達障がい支援力アップ出前研修：84回：延べ2,700人参加	○地域の中核となるコーディネーターの養成：69人：年4回実施 ○発達障がい支援力アップ出前研修：155回：延べ約4,800人参加	特別支援教育課
		○高等学校特別支援教育支援員の配置		○支援員を県下6校に配置	○支援員を県下6校に配置	高校教育課・特別支援教育課		

重点的に展開する施策	課 題	重点施策	施策・事業名	施策・事業概要	平成29年度の目標	進捗状況		備考
						平成26年3月末の状況	平成29年3月末の状況	
○支援を必要とする子ども・若者の社会参加・社会形成へ向けた支援 (今後ますます少子高齢化が進むなかで、発達障害、若年無業者、ひきこもり、刑法犯少年等、困難を有する子ども・若者の社会参加・社会性の形成は大変重要な意味を持っています。先ずはこれらの子ども・若者に寄り添い孤立させず、個々の状態や特性に合った支援を行うため、次の取り組みを行います。)	※発達障害の児童生徒への支援 ※子ども・若者それぞれの状況に応じた社会参加及び社会的自立へ向けた支援 ※非行少年の立ち直り支援 ※家族・家庭への支援 ※自立支援を担う支援団体と人材の育成	発達障害に関する正しい知識を県民に普及・啓発するとともに、すべての年代と分野の連携・協力による途切れない支援体制を構築します。	再掲(18) 発達障害者支援事業	○発達障害サポートマネージャーの配置 ○市町村発達障害者支援体制の強化 ○発達障害者支援センターの運営 ○発達障害者支援対策協議会の開催 ○発達障害者サポーターの養成 ○発達障害診療の体制整備	○個別支援ノートの活用(全市町村) ○M-chatの活用(全市町村) ○発達障害者サポーターの養成(県内1万人)	○個別支援ノートの活用 22市町村 ○M-chatの活用 21市町村 ○発達障がい者サポーターの養成 2483人	○個別支援ノートの活用 38市町村 ○M-chatの活用 51市町村 ○発達障がい者サポーターの養成 8,004人	保健・疾病対策課
			再掲(19) 発達支援を専門的に行う学びの場づくり検討事業	○発達支援が必要な学校の公募を行い誘致する ○県立学校との連携を進めるための検討の場を設け、教員の研修等、連携のあり方について詳細な検討を行う	学びの場の誘致・開設 1箇所	学びの場 1箇所誘致	発達支援を専門的に行う学びの場、長野翔和学園(平成28年4月現在 学生30名在籍)	次世代サポート課
○支援を必要とする子ども・若者の社会参加・社会形成へ向けた支援 (今後ますます少子高齢化が進むなかで、発達障害、若年無業者、ひきこもり、刑法犯少年等、困難を有する子ども・若者の社会参加・社会性の形成は大変重要な意味を持っています。先ずはこれらの子ども・若者に寄り添い孤立させず、個々の状態や特性に合った支援を行うため、次の取り組みを行います。)	※発達障害の児童生徒への支援 ※子ども・若者それぞれの状況に応じた社会参加及び社会的自立へ向けた支援 ※非行少年の立ち直り支援 ※家族・家庭への支援 ※自立支援を担う支援団体と人材の育成	教職員の発達障害に関する理解啓発を促進するとともに、発達障害に関する専門的な知識を持つ人材による学校支援を通して、発達障害のある児童生徒など支援を必要とする子どもたちが、安心・安全な学校生活を送ることができるよう努めます。	再掲(20) 発達障害児等総合支援事業	○小中学校連続的教育対応モデル事業 ○地域の中核となるコーディネーターの研修 ○「発達障害支援力アップ」出前研修の実施	「発達障害支援力アップ」出前研修の開催回数(H25～H29)開催延べ回数 500回	○小中学校連続的教育対応モデル事業の研究 成果を報告書にまとめ、全小中学校へ配布 ○地域の中核となるコーディネーターの養成:71人:年4回実施 ○発達障がい支援力アップ出前研修:84回:延べ2,700人参加	○地域の中核となるコーディネーターの養成:69人:年4回実施 ○発達障がい支援力アップ出前研修:155回:延べ約4,800人参加	特別支援教育課
			○高等学校特別支援教育支援員の配置	○支援員を県下6校に配置		○支援員を県下6校に配置		
		NPO等と連携し、若年無業者やひきこもり等の支援が必要な若者に対する相談や出口戦略を持った居場所の提供、訪問相談による本人と家庭・家族への切れ目のない支援により社会参加・就労を目指します。	21 子ども・若者自立支援事業(自立支援に関するもの)	○訪問相談(アウトリーチ)、出口戦略を持った居場所の提供、宿泊を伴う研修	○訪問相談実施者数 4人 ○出口戦略を持った居場所の利用者数 7人 ○宿泊を伴う研修者数 4人	○訪問相談実施者数 15人 ○出口戦略を持った居場所の利用者数 11人 ○宿泊を伴う研修者数 10人	○訪問相談実施者数 123人 ○出口戦略を持った居場所の利用者数 78人 ○宿泊を伴う研修者数 0人	次世代サポート課
		ひきこもりに関する相談窓口、関係機関との連携、ひきこもり支援に関する情報発信を行います。	22 ひきこもり支援センター事業	○相談窓口(面接、青年期グループ、家族教室) ○他の関係機関との連携 ○情報発信	ひきこもりの初期に相談に結び付くようにする	○相談窓口 ・平成25年度相談実施状況 新規電話相談件数(実人数):137件 面接件数(実人数):37件 青年期グループ参加者数(延べ人数):99人 ・平成25年度家族教室実施 諏訪保健福祉事務所と共催 年2回 参加者数:35名 その他、保健福祉事務所、市町村の家族教室での講義:4回 ○関係機関との連携 平成25年度研修会4回開催 ○情報発信 平成25年度ひきこもり支援センターホームページ閲覧数 54,437	○相談窓口 ・新規電話相談件数(実人数)64件 ・面接件数(実人数)66件 ・当事者支援(青年期グループ)参加者数(延人数)101人 ・家族教室(主催)2回 参加者数(延人数)6人 ・家族教室(市町村等からの依頼)6回 参加者数(延人数)78人 ○関係機関との連携 ・連絡協議会 中南信・東北信同時開催 1回 参加者数 40人 ・研修会(主催)5回 参加者数(延人数)381人 ・研修会(市町村等からの依頼)4回 参加者数(延人数)153人 ○情報発信 ひきこもり支援センター 平成28年度ホームページ閲覧数 39,051件	保健・疾病対策課
		生活保護受給者が、基本的な日常生活習慣を身に付けることで社会的に自立するための第一歩を踏み出し、地域活動への参加に結び付けるため、寄り添いサポーターによるきめ細やかな相談・支援を行います。	23 自立のための寄り添いサポート事業	寄り添いサポーターが生活保護受給世帯を訪問して課題を把握し、必要な相談・支援を行う。	○寄り添いサポーターが訪問し課題を把握する世帯数 550世帯 ○地域活動への参加、就労支援へ結びついた者 27名	平成25年度実績 ○寄り添いサポーター等の訪問世帯数 555世帯 ○地域活動への参加、就労支援へ結びついた者 37名	平成26年度をもって終了	地域福祉課
		非行防止教室の開催や少年サポートセンターによる少年、保護者に対する相談活動を通じて、少年の立ち直り支援や少年の規範意識を高めます。	24 非行少年を生まない社会づくりの推進	○非行少年の立ち直り支援活動 各ボランティア等と協働して農業体験、清掃活動等を行い、少年自らが立ち直る活動を行う。 ○規範意識の高揚 防犯教室、広報活動等を行い、小中学生のうちから規範意識を高める活動を行う。	非行少年、再非行者率を低下させる ・非行少年の減少 ・再非行者率の低下	○少年の立ち直り支援活動を実施 農業体験、ボランティア体験等平成25年中38回、 ○非行少年総数減少 平成25年中 1,215人(前年比-8.2%) ○再非行者率 平成25年中 26.6%(前年比 -2.5P)	○少年の立ち直り支援活動を実施 農業体験、ボランティア体験等平成28年中28回 ○非行少年総数減少 平成28年中 536人(前年比-21.9%) ○再非行者率 平成28年中 28.1%(前年比-4.4P)	警察本部少年課
		悩み等を有する子ども・若者や非行少年のうち、動物に興味を示す子ども・若者を動物愛護センター「ハローアニマル」で受入れ、動物の管理やしつけ体験等動物の持つ癒し効果を活用して居場所の提供をします。	25 ハローアニマル子どもサポート	動物愛護センター「ハローアニマル」で飼育している犬、猫、うさぎ、モルモット、山羊などの動物の世話等とおして、不登校(学校不適応傾向)や教室以外の場所で過ごす子どもを、ボランティアと協働して支援する。	不登校(学校不適応傾向)の児童や生徒の参加者数延べ60人程度を維持する	平成25年度実績 不登校(学校不適応傾向)の児童や生徒の参加者数113人	平成28年度実績 不登校(学校不適応傾向)の児童や生徒の参加者数のべ159人	食品・生活衛生課
		スクールソーシャルワーカーの配置などの支援体制の充実を図り、児童生徒の悩みの背景にある家庭や生活環境に起因する課題の解決を支援します。	26 スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーの配置	スクールソーシャルワーカーを介して学校と地域関係機関が連携したケース数 400件	・H25年8月より、SSWを5名から8名に増員 ・SSWを介して学校と地域関係機関が連携したケース数 533件(H25)	・H28年度より、SSWを8名から15名に増員 ・SSWを介して学校と地域関係機関が連携したケース数 926件(H28)	心の支援課

重点的に展開する施策	課 題	重点施策	施策・事業名	施策・事業概要	平成29年度の目標	進捗状況		備考
						平成26年3月末の状況	平成29年3月末の状況	
			27 こどもの権利支援事業 (学校生活相談体制充実事業 H27～)	○こどもの権利支援センター相談業務 心の支援室指導主事が相談に応じる。また、6月、9月、1月に子ども専用無料相談電話を開設する。 ○人権教育講師派遣 いじめや暴力、不登校の経験者を人権教育の講師として学校に派遣する。	小・中学校の児童生徒のうち不登校児童生徒数の割合 1.08%以下		・フリーダイヤル化し、心の支援課指導主事と臨床心理士が相談に応じる。 相談件数639件(H28) ・いじめ、暴力の被害者やその家族を講師として学校に派遣 講演回数98回 受講人数23,147人(H28) ・小・中学校の児童生徒のうち不登校児童生徒数の割合 平成28年集計中※ ※「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(国)」により本年11月頃確定の予定	心の支援課
○地域における支援ネットワークの構築 (社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者の課題は、若年無業者、ひきこもり、不登校など多岐にわたっており、時には複合的に作用していることもあります。このように単一の機関、支援団体のみでは対応できない子ども・若者のため、多様な専門機関とネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かして支援を必要とする子ども・若者個々の状況に応じた支援が必要となります。 また、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図る必要があることから、次の取り組みを行います。)	※発達障害の子どもへの支援 ※子ども・若者それぞれの状況に応じた社会参加及び社会的自立へ向けた支援 ※家族・家庭への支援 ※自立支援を担う支援団体と人材の育成 ※行政と民間団体との連携による切れ目のない支援 ※児童虐待などの被害を受けた子ども・若者への支援	社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対応するため、民間支援団体や行政機関などの多様な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かして、要支援者の状況に合った支援を実施していきます。	28 子ども・若者支援地域協議会事業	○全体調整会議の開催 構成団体の代表者等による会議、意思決定機関(年3回程度) ○相談窓口の調整 構成団体に対応している相談について、他の機関へのあっせん等が適当な案件について引き継ぎ内容を明確にしたうえで迅速に移送。事務局に配置した相談員を中心に扱う機関が定期的に調整会議を開催。 ○個別ケース検討・処理 構成団体に対応している要支援者で他団体、専門家の支援が必要なケースを持ち寄り、関係者で協議を実施。 ○事業内容の啓発普及 子ども・若者地域協議会及び構成団体が行う事業の啓発、広報(地域協議会のHPの設置運営、広報リーフレットの作成)	設置した子ども・若者支援地域協議会での個別検討者数 36人	設置した子ども・若者支援地域協議会※での個別検討者数 16人 ※子ども・若者支援地域協議会の設置数 1(東信)	設置した子ども・若者支援地域協議会※での個別検討者数 109人 ※子ども・若者支援地域協議会の設置数 3(東信、中信、北信)	次世代サポート課
		虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等の早期発見・早期支援や適切な保護を図るため、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していきます。	29 要保護児童対策地域協議会の運営	○こども・家庭課は、「児童虐待・DV防止対策連絡協議会」を設置し、被害者支援及び保護に係る問題意識の共有化や関係機関相互の連携強化を図る。(概ね年1回開催) ○保健福祉事務所福祉課は、圏域ごとの「児童虐待・DV防止ネットワーク会議」を設置し、児童虐待等の問題に対する理解の促進や情報交換等による連携強化を図る。(概ね年1回開催) ○市町村は、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な支援又は保護の内容に関する協議を行う。(代表者会議：年1～2回程度開催、実務者会議：年数回定期的に開催、個別ケース検討会議：随時開催)	○こども・家庭課及び各保健福祉事務所福祉課は、年1回以上の会議開催を継続する。 ○すべての市町村において、代表者会議が年1回以上、実務者会議が定期的に開催され、個別ケース検討会議が必要に応じて随時開催されることを目指す。	○こども・家庭課及び各保健福祉事務所福祉課において、年1回の連絡会議を開催 ○市町村の会議開催状況については、今後調査予定	○こども・家庭課 協議会は開催しなかったが、「児童虐待防止における市町村との連携体制に関する検討会」を3回開催し、児童虐待の発生子防から早期対応について、要対協の機能強化や情報共有の徹底等に関する「児童虐待防止に係る県と市町村の連携指針」を策定した。 ○保健福祉事務所 各圏域の状況に応じて、DVや高齢者虐待、障がい者虐待の分野と共にネットワーク会議を開催し、情報共有や事例発生時の連携方法について確認を行った。 ○市町村 すべての市町村に要保護児童地域対策協議会は設置されており、地域の関係者をメンバーとして要保護児童等の情報共有、連携強化を進めた。	こども・家庭課
		関係機関と連携しながら、自殺企図者、自死遺族へのカウンセリングや相談などを実施し、自殺ハイリスク者に対する支援を強化します。	30 自殺ハイリスク者支援強化事業	○自殺企図者支援 救急搬送された自殺未遂者に関して必要な支援や関係機関との橋渡しを行う救急告示医療機関等に対する補助	○長野県の自殺者数の減少 430人以下	○長野県の自殺者数 447人(H24.1.1～12.31)	○長野県の自殺者数 378人(H27.1.1～12.31) ※「人口動態調査(国)」により本年6月頃確定の予定	保健・疾病対策課
○支援を行うNPO等と人材の育成 (社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者の支援は、多様な専門機関とネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かして個々の状況に応じた支援が必要となります。特にアウトリーチ(訪問支援)などにより、要支援者やその家族・家庭への支援を実施できるNPO等の存在は、今後より重要となってきます。 また、平成24年10月、東信に子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者支援地域協議会である「長野県東信子ども・若者サポートネット」をモデル的に設置しました。今後、更なる設置を検討していく上でも、NPO等と人材の育成が喫緊の課題であることから、次の取り組みを行います。)	※発達障害の子どもへの支援 ※子ども・若者それぞれの状況に応じた社会参加及び社会的自立へ向けた支援 ※家族・家庭への支援 ※自立支援を担う支援団体と人材の育成 ※行政と民間団体との連携による切れ目のない支援 ※児童虐待などの被害を受けた子ども・若者への支援	社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対応するため、民間支援団体や行政機関などの多様な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かして、要支援者の状況に合った支援を実施することが可能な民間団体と人材の育成を図ります。	31 子ども・若者自立支援事業(支援団体人材養成に関するもの)	訪問相談(アウトリーチ)、出口戦略を持った居場所の提供、宿泊を伴う研修、人材養成講習会の実施	○訪問相談実施者数 4人 ○出口戦略を持った居場所の利用者数 7人 ○宿泊を伴う研修者数 4人 ○人材養成講習会受講者数 15人	○訪問相談実施者数 15人 ○出口戦略を持った居場所の利用者数 11人 ○宿泊を伴う研修者数 10人 ○人材養成講習会受講者数 25人	○訪問相談実施者数 123人 ○出口戦略を持った居場所の利用者数 78人 ○宿泊を伴う研修者数 0人 ○人材養成講習会受講者数 77人	次世代サポート課